



愛媛県報

発行 愛媛県

平成23年3月11日金曜日 第2249号

◇ 目次 ◇

特約業者の指定の取消し.....	138
大規模小売店舗の新設の届出の概要等.....	138
愛媛県自作農財産事務取扱交付金交付規程の一部改正.....	139
県営土地改良事業の換地処分（2件）.....	141
飼料の試験結果の概要.....	141
愛媛県造林事業補助金交付規程の一部改正.....	142
公聴会の開催.....	159
都市計画事業の事業計画の変更認可.....	160
介護員養成研修事業者の指定.....	160
道路の供用開始（県道西条久万線）.....	160
兼用工作物の管理の方法について（10件）.....	160
道路の区域変更（県道伯方島環状線）.....	164
道路の供用開始（ " ）.....	164
道路の区域変更（県道上尾峠久万線）.....	164
開発行為に関する工事の完了（5件）.....	165
指定道路の指定.....	166
道路の供用開始（県道鳥井喜木津線）.....	166

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告（2件）.....	166
交通管制センター、サブセンター等設備保守業務委託.....	166

選挙管理委員会告示

政治団体の設立の届出.....	167
政治団体の届出事項の異動の届出.....	168
政治団体の解散の届出.....	168

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第268号

地方税法（昭和25年法律第226号）第144条の9第3項の規定に基づき、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

平成23年3月11日

愛媛県知事 中村時広

氏名又は名称及び代表者の氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	取消年月日
伊予石油株式会社 代表取締役 宮田 直樹	松山市二番町三丁目3番地8	平成22年 12月31日

○愛媛県告示第269号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産

業支援局経営支援課及び南予地方局産業経済部八幡浜支局商工観光室並びに大洲市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成23年3月11日

愛媛県知事 中村時広

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ニトリ大洲店
大洲市新谷乙451番1他
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社ニトリ
北海道札幌市手稲区新発寒六条一丁目5番80号
代表取締役 似鳥 昭雄
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社ニトリ
北海道札幌市手稲区新発寒六条一丁目5番80号
代表取締役 似鳥 昭雄
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
平成23年10月26日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
3,490平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
ア 駐車場の収容台数
88台
イ 駐輪場の収容台数
18台
ウ 荷さばき施設の面積
54平方メートル
エ 廃棄物等の保管施設の容量
29.07立法メートル
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後9時
イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前9時30分から午後9時30分まで
ウ 駐車場の自動車の出入口の数
1箇所
エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで

2 届出年月日

平成23年2月25日

3 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出

することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局産業経済部八幡浜支局商工観光室並びに大洲市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表

者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第270号

愛媛県自作農財産事務取扱交付金交付規程（昭和32年1月愛媛県告示第14号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行し、平成22年度分の交付金から適用する。

平成23年3月11日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第1条 知事は、食料安定供給特別会計農業経営基盤強化勘定所属の事務のうち、自作農財産に関するものの取扱いに要する経費を負担するため_____、この規程により予算の範囲内で交付金を市町その他知事が必要と認めた団体に交付する。</p> <p>第2条 前条に規定する経費は、次に掲げる事務に要する経費とする。</p> <p>(1) 農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号。以下「<u>改正法</u>」という。）附則第8条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる土地、立木、工作物及び権利（以下「<u>土地等</u>」という。）の使用料の徴収に関する事務</p> <p>(2) <u>改正法</u>附則第6条第6項及び第8条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる土地等の管理及び処分並びに同条第4項の規定によりなおその効力を有することとされる改正法第1条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第1項の規定による土地等の処分に関する事務</p> <p>(3) 省略</p> <p>第3条 省略</p> <p>第4条 知事は、前条の書類の提出があつたときは、当該書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、交付金の交付の申請の内容を調査し、交付金を交付すべきものと認めるときは、速やかに交付金の交付の決定をするものとする。</p> <p>2 知事は、前項の場合において、交付金の適正な交付を行うため必要があるときは、その交付の申請に係る事項につき修正を加えて交付金の交付の決定をすることができる。</p> <p>3 知事は、交付金の交付の決定をする場合において必要があるときは、条件を付することができる。</p>	<p>第1条 知事は、食料安定供給特別会計農業経営基盤強化勘定所属の事務のうち、自作農財産に関するものの取扱いに要する経費を負担するため、愛媛県補助金等交付規則（平成18年愛媛県規則第17号）に定めるもののほか、この規程により予算の範囲内で交付金を市町その他知事が必要と認めた団体に交付する。</p> <p>第2条 前条に規定する経費は、次に掲げる事務に要する経費とする。</p> <p>(1) 農地法（昭和27年法律第229号）及び農地法施行法（昭和27年法律第230号）の規定による_____土地、立木、工作物及び権利等の売渡の対価その他国に対する支払金等の徴収に関する事務</p> <p>(2) 農地法及び農地法施行法の規定による国有農地等の管理及び_____処分に関する事務</p> <p>(3) 農地法施行法第14条の国に対する支払金の調査に関する事務</p> <p>(4) 農地法施行法、旧自作農創設特別措置法及び農地調整法の適用を受けるべき土地の譲渡に関する政令（昭和25年政令第288号）又は旧自作農創設特別措置法（昭和21年法律第43号）の規定による土地、立木、工作物及び権利等の取得又は売渡の対価の支払又は徴収の実績に関する調査並びにその調査結果の検収に関する事務</p> <p>(5) 農地法第64条の規定による知事の諮問に対する答申に関する事務</p> <p>(6) 省略</p> <p>第3条 省略</p>

第5条 知事は、交付金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を交付金の交付の申請をした者に通知するものとする。

第6条 省略

第7条 省略

第8条 市町及びその他の者で交付金の交付の対象となる事業（以下「交付金事業」という。）を完了したもの（以下「交付金事業実施者」という。）は、次に掲げる書類その他必要な書類を当該決定がなされた年度の翌年度の4月5日までに知事に提出しなければならない。

(1)・(2) 省略

第9条 知事は、前条の書類の提出があつたときは、当該書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該書類により報告された事業の成果が交付金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき交付金の額を確定し、当該交付金事業実施者に通知するものとする。

第10条 知事は、前条の規定による交付金の額の確定後において当該交付金事業実施者に交付金を交付するものとする。ただし、交付金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、概算払により交付金を交付することがある。

第11条 知事は、市町及びその他の者で交付金の交付を受けたもの（以下「交付金受領者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認める場合には、交付金の全部又は一部の返還を命ずることがある。

- (1) この規程に違反したとき。
- (2) 交付金事業の施行方法が不適正であると認められるとき。
- (3) 交付金事業に係る経費の精算額が交付金の額に満たないとき。

第12条 交付金受領者は、前条（第1号及び第2号に係る部分に限る。）の規定により交付金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る交付金の受領の日の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該交付金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年5パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

2 交付金受領者は、交付金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかつたときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年5パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

第13条 交付金受領者は、交付金事業

_____により取得し、又は効用の増加した財産を、交付金の交付の目的に従つて適正に管理しなければならない。

2 交付金受領者 _____ は、前項の財産のうちその取得価格又は効用の増加価格の単価が50万円を超える機械及び器具を、知事の承認を受けないで、交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、交付金受領者 _____ が交付金の全部に相当する金額を県に納付した場合又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数に相当する期間（同令に規定のない財産については、知事が定める期間）を経過した場合は、この限りでない。

第14条 交付金受領者は、交付金事業

第4条 省略

第5条 省略

第6条 市町及びその他の者で交付金の交付を受けたとき

_____ は、次に掲げる書類その他必要な書類をその翌年度5月31日 _____ までに知事に提出しなければならない。

(1)・(2) 省略

第7条 市町及びその他の者で交付金の交付を受けた者は、交付金の交付を受けた事業により取得し、又は効用の増加した財産を、交付金の交付の目的に従つて適正に管理しなければならない。

2 市町及びその他の者で交付金の交付を受けた者は、前項の財産のうちその取得価格又は効用の増加価格の単価が50万円を超える機械及び器具を、知事の承認を受けないで、交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、市町及びその他の者で交付金の交付を受けた者が交付金の全部に相当する金額を県に納付した場合又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数に相当する期間（同令に規定のない財産については、知事が定める期間）を経過した場合は、この限りでない。

第8条 市町及びその他の者で交付金の交付を受けた者は、交付金

に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿書類を備え、これを当該交付金事業が完了し、又は廃止された年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

様式第1号(第3条、第8条関係)

省略

Table with 5 columns: 区分, 取扱件数等, 単価, 交付額, 備考. Rows include 使用料徴収件数割, 使用料収納金額割, 土地改良法施行令(昭和24年政令第295号)第71条及び第72条第2項の答申件数.

様式第2号(第3条、第8条関係) 省略

の交付を受けた事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿書類を備え、これを当該交付金の交付を受けた事業が完了し、又は廃止された年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

様式第1号(第3条、第6条関係)

省略

Table with 5 columns: 区分, 取扱い件数等, 単価, 交付額, 備考. Rows include 農地対価等徴収件数割, 農地対価等収納金額割, 農地対価等繰上償還額, 農地法第64条の答申件数, 土地改良法施行令第71条及び第72条第2項の答申件数.

様式第2号(第3条、第6条関係) 省略

○愛媛県告示第271号

平成23年3月2日県営中山間地域総合整備事業東宇和東部地区(双津野工区)の換地計画に基づく換地処分を行ったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成23年3月11日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第272号

平成23年3月4日県営経営体育成基盤整備事業山田地区の換地計画に基づく換地処分を行ったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成23年3月11日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第273号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和28年法律第35号。以下「法」という。)第56条第1項及び第2項の規定により平成23年1月に収去した飼料の試験結果の概要は、次のとおりである。

平成23年3月11日

愛媛県知事 中村時広

2 栄養成分に関する検査

Table with 17 columns: 製造事業場等の名称及び所在地, 収去場所, 飼料の名称, 製造(輸入)年月, 粗たん白質, 粗脂肪, カルシウム, りん, 粗繊維, 粗灰分, 揮発性塩基窒素, 水溶性窒素, ペンシン消化率, 消化養分量, 代謝エネルギー, その他検査, 違反の内容. Rows include 日産産業株式会社, 中部飼料株式会社, JA西日本くみあい飼料株式会社.

JA西日本くみあい飼料株式会社宇和島工場 愛媛県宇和島市坂下津字向山381番地	同左	くみあい配合飼料ビッグバリュートCM	23 ・ 1	15.3	3.2	0.73	0.48	2.7	4.0	-	-	-	-	-	-
西日本飼料株式会社 岡山県倉敷市水島海岸通3丁目6番地3	愛媛県酪農業協同組合連合会南予指導事務所 愛媛県大洲市若宮1430の1	ファイティング73N	22 ・ 12	16.7	2.3	1.07	0.56	4.4	5.6	-	-	-	-	-	-
西日本飼料株式会社 岡山県倉敷市水島海岸通3丁目6番地3	土居商店有限公司 愛媛県西予市宇和町卯之町5-247-1	日清丸紅印肉牛用配合飼料すこぶる育成	22 ・ 12	16.4	2.8	0.82	0.68	4.8	5.7	-	-	-	-	-	-

注1 飼料の名称の欄中「規」は、法第27条第1項又は第29条第2項若しくは第30条第2項の規格適合表示飼料であることを示す。

2 試験結果の概要の欄は、個別検査項目別に分析結果を示す。

3 違反の内容の欄は、表示成分量に対して過不足があった場合の当該過不足の量等を示す。

○愛媛県告示第274号

愛媛県造林事業補助金交付規程（昭和62年11月愛媛県告示第1383号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行し、平成22年度の補助金から適用する。ただし、改正前の愛媛県造林事業補助金交付規程の規定により補助金の交付を受けた者については、なお従前の例による。

平成23年 3月11日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(補助対象事業の種類)</p> <p>第2条 補助対象となる造林事業は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 省略</p> <p>2～5 省略</p> <p>(補助対象事業の内容等)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 県単独事業は、県が独自に行う補助事業の対象となる造林事業とし、その区分等は別表第4のとおりとする。</p> <p>5 別表第1から別表第4までに規定する事業で補助対象とするものは、苗木を植栽する事業にあつては、別に定めるところによる苗木を使用し、かつ、別表第5に掲げる樹種及び本数の苗木を植栽するものに限る。ただし、知事が特に必要と認めるときは、この限りでない。</p> <p>(事業主体)</p> <p>第4条 事業主体（造林事業を自ら又は委託を受けて実施するもの</p>	<p>(補助対象事業の種類)</p> <p>第2条 補助対象となる造林事業は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) <u>里山エリア再生事業</u></p> <p>(5) 省略</p> <p>2～5 省略</p> <p>6 <u>前項の規定（米生産調整による水田跡地の人工造林に係る部分に限る。）は、水田農業経営確立対策実施要綱（平成12年4月1日付け12農産第1932号農林水産事務次官通知）に基づく水田農業経営確立対策の市町別生産調整対策水田面積の目標が未達成の市町の区域内における事業については、当該未達成となつた年度の翌年度は、適用しない。</u></p> <p>7 <u>里山エリア再生事業は、1施行地の面積が0.1ヘクタール以上の森林で行うものとする。</u></p> <p>(補助対象事業の内容等)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 <u>里山エリア再生事業は、里山エリア再生計画に基づき、居住地周辺の森林の整備等を実施する事業とし、その区分等は、別表第4のとおりとする。</u></p> <p>5 県単独事業は、県が独自に行う補助事業の対象となる造林事業とし、その区分等は別表第5のとおりとする。</p> <p>6 別表第1から別表第5までに規定する事業で補助対象とするものは、苗木を植栽する事業にあつては、別に定めるところによる苗木を使用し、かつ、別表第6に掲げる樹種及び本数の苗木を植栽するものに限る。ただし、知事が特に必要と認めるときは、この限りでない。</p> <p>(事業主体)</p> <p>第4条 事業主体（造林事業を自ら又は委託を受けて実施するもの</p>

をいう。以下同じ。)は、次に掲げるものとする。

(1)~(6) 省略

(7) 省略

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする事業主体又は事業主体に造林事業を委託したもの(以下「事業主体等」という。)は、事業完了後造林事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1)~(8) 省略

(9) 育成単層林作業道(育成単層林を造成し、又は整備するため、長期間継続して使用される作業道をいう。以下同じ。)、育成複層林作業道(育成複層林を造成し、又は整備するため、長期間継続して使用される作業道をいう。以下同じ。)、機能増進保育作業道(長伐期施業を行う林分を造成し、又は整備するため、長期間継続して使用される作業道をいう。以下同じ。)、団地間伐作業道(団地間伐において長期間継続して使用される作業道をいう。以下同じ。)、長期育成循環作業道(長期育成循環整備の実施のため、長期間継続して使用される作業道をいう。以下同じ。)、絆の森作業道(絆の森整備事業において長期間継続して使用される作業道をいう。以下同じ。)、衛生伐作業道(松林を健全に育成し、又は保全するため、長期間継続して使用される作業道をいう。以下同じ。)及び特定林地改良作業道(特定林地改良を実施するため、長期間継続して使用される作業道をいう。以下同じ。)(以下「育成単層林作業道等」という。)並びに作業道(主に四輪自動車等が通行可能な簡易な施設をいう。)及び作業路(主に高性能林業機械等の林業用機械が通行可能な簡易な施設をいう。)(以下「作業道等」という。)の開設にあつては、造林作業道等出来高設計書(様式第5号)及び完成写真

(10)~(15) 省略

2~4 省略

(補助金の交付条件)

第8条 省略

2 省略

3 補助金の交付を受けたものは、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ知事に造林補助事業施行地の転用等届出書(様式第7号)によりその旨を届け出なければならない。

(1) 省略

(2) 作業道等に係る事業計画又は造林の計画期間内に当該造林補助事業で開設し、又は改良した育成単層林作業道等

をいう。以下同じ。)は、次に掲げるものとする。

(1)~(6) 省略

(7) 里山エリア再生事業にあつては、次に掲げるもの

ア 市町

イ 森林所有者

ウ 森林組合

エ 生産森林組合

オ 森林整備法人

カ 森林法施行令第11条第7号に掲げる特定非営利活動法人等

キ 森林所有者の団体

ク 森林施業計画の認定を受けた者

(8) 省略

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする事業主体又は事業主体に造林事業を委託したもの(以下「事業主体等」という。)は、事業完了後造林事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1)~(8) 省略

(9) 育成単層林作業道 _____

_____、

育成複層林作業道 _____

_____、機能

増進保育作業道 _____

_____、作業道(主に四輪自動車等

が通行可能な簡易な施設をいう。)及び作業路(主に高性能林

業機械等の林業用機械が通行可能な簡易な施設をいう。)(以下

「作業道等」という。)の開設にあつては、造林作業道等出来

高設計書(様式第5号)及び完成写真

(10)~(15) 省略

2~4 省略

(補助金の交付条件)

第8条 省略

2 省略

3 補助金の交付を受けたものは、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ知事に造林補助事業施行地の転用等届出書(様式第7号)によりその旨を届け出なければならない。

(1) 省略

(2) 作業道等に係る事業計画又は造林の計画期間内に当該造林補助事業で開設し、又は改良した育成単層林作業道(育成単層林を造成し、又は整備するため、長期間継続して使用される作業道をいう。以下同じ。)、育成複層林作業道(育成複層林を造成し、又は整備するため、長期間継続して使用される作業道をいう。以下同じ。)、機能増進保育作業道(長伐期施業を行う

_____の全部又は一部の転用又は補助目的を達成することが困難となる行為をしようとするとき。

(3) 省略

4 補助金の交付を受けたものは、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める補助金相当額を返還しなければならない。

(1)～(5) 省略

(6) 公的森林整備推進事業及び流域育成林整備事業における誘導伐を行った場合で、当該林地につき、長期育成循環施業の実施について（平成13年3月30日付け12林整第718号林野庁長官通知）に基づき締結された長期育成循環施業協定（重点実施地域）において森林所有者が市町に同意書を提出している場合にあつては、事業計画の内容に違反して、次のいずれかに該当する

_____とき 当該交付を受けた誘導伐に係る補助金相当額ア 予定した樹下植栽又は長期育成循環改良を行わないとき（確実に更新が図られると知事が認めるときを除く。）。

イ 誘導伐（個別林分型）において、立木の材積が長期育成循環施業協定又は事業計画に定める維持すべき立木の材積を下回ることとなる伐採を行ったとき。

ウ 誘導伐（モザイク林誘導型）において、施業実施年度から起算して5年以内に伐区の隣接区域において誘導伐を実施したとき。

(7) 多様な森林整備推進のための集約化の促進について（平成19年3月30日付け18林整第1250号林野庁長官通知）に基づき市町、県又は地域協議会（森林整備加速化・林業再生事業費補助金実施要綱（平成21年5月29日付け21林整計第83号農林水産事務次官依命通知）に基づく地域協議会をいう。以下同じ。）が設定した施業の集約化の必要な森林の区域内において、市町、県又は地域協議会の承認を受けた集約化実施計画に基づき搬出を伴う間伐等を受託により実施する場合であつて、査定係数10の加算適用を受けることとして実施した施業が市町、県又は地域協議会が定める集約化推進計画の目標に達していないとき又

林分を造成し、又は整備するため、長期間継続して使用されるものをいう。以下同じ。）、団地間伐作業道（団地間伐において長期間継続して使用されるものをいう。以下同じ。）、長期育成循環作業道（長期育成循環整備の実施のため、長期間継続して使用されるものをいう。以下同じ。）、絆の森作業道（絆の森整備事業において長期間継続して使用される作業路をいう。以下同じ。）、衛生伐作業道（松林を健全に育成し、又は保全するため、長期間継続して使用される作業路をいう。以下同じ。）及び特定林地改良作業道（特定林地改良を実施するため、長期間継続して使用される作業道をいう。以下同じ。）（以下「育成単層林作業道等」という。）の全部又は一部の転用又は補助目的を達成することが困難となる行為をしようとするとき。

(3) 造林補助事業の完了年度の翌年度から起算して5年以内に当該造林補助事業で開設した居住地森林作業道（居住地森林環境整備事業において、居住地周辺の森林の整備、管理及び利用者の利便性の確保を目的とする林内歩道並びに長期間継続して使用される作業道をいう。以下同じ。）の全部又は一部の転用又は補助目的を達成することが困難となる行為をしようとするとき。

(4) 省略

4 補助金の交付を受けたものは、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める補助金相当額を返還しなければならない。

(1)～(5) 省略

(6) 公的森林整備推進事業及び流域育成林整備事業における誘導伐を行った場合で、当該林地につき、長期育成循環施業の実施について（平成13年3月30日付け12林整第718号林野庁長官通知）に基づき締結された長期育成循環施業協定又は重点実施地域において森林所有者が市町に同意書を提出している場合にあつては事業計画の内容に違反して、予定した樹下植栽又は長期育成循環改良を行わないとき（確実に更新が図られると知事が認めるときを除く。）及び立木の材積が長期育成循環施業協定又は事業計画に定める維持すべき立木の材積を下回ることとなるとき 当該交付を受けた誘導伐に係る補助金相当額

(7) 多様な森林整備推進のための集約化の促進について（平成19年3月30日付け18林整第1250号林野庁長官通知）に基づき県又は市町

_____が設定した施業の集約化の必要な森林の区域内において、県又は市町_____の承認を受けた集約化実施計画に基づき搬出を伴う間伐等を受託により実施するとき_____査定係数10の加算適用を受けることとして実施した施業が市町_____が定める集約化推進計画の目標に達していない場合又

は承認が取り消されたとき 査定係数を10減算し査定した補助金額との差額

5・6 省略

別表第1(第3条関係)

育成林整備事業

区分			補助基準		補助率
大区 分	中区 分	小区 分	経費の内訳	対象となる 林分の年齢	
1 育 成 単 層 林 整 備	(1)～ (4) 省略				
		(5) ア～ ウ 省略			
	(天然更新型)	工 特 定 高 齢 間 伐	林木の健全な成長の促進を目的として、原則として地表かき起こし等により発生した材木又は植栽木等について1施行地につき1回限り行う不良木の淘汰並びに当該不良木の淘汰に必要な機材及び労務を搬入するための作業道等の開設及び改良に要する経費並びに諸掛費	省略	
	(6) 省略				
2 育 成 複 層 林 整 備	(1)～ (6) 省略				
		(7) ア 下 刈	下層木の健全な成長の促進を目的として、原則として地表かき起こし等により発生した林木又は植栽木等について行う雑草木の除去及びこれに併せて行う施肥に要する経費並びに諸掛費	省略	
	(天然更新型)	イ 雪 起 こ し	下層木の健全な成長の促進を目的として、原則として地表かき起こし等により発生した林	省略	

は承認が取り消されたとき 査定係数を10減算し査定した補助金額との差額

5・6 省略

別表第1(第3条関係)

育成林整備事業

区分			補助基準		補助率
大区 分	中区 分	小区 分	経費の内訳	対象となる 林分の年齢	
1 育 成 単 層 林 整 備	(1)～ (4) 省略				
		(5) ア～ ウ 省略			
	(天然更新型)	工 特 定 高 齢 間 伐	林木の健全な成長の促進を目的として人工林で 1施行地につき1回限り行う不良木の淘汰並びに当該不良木の淘汰に必要な機材及び労務を搬入するための作業道等の開設及び改良に要する経費並びに諸掛費	省略	
	(6) 省略				
2 育 成 複 層 林 整 備	(1)～ (6) 省略				
		(7) ア 下 刈	1(5)アと同じ。	省略	
	(天然更新型)	イ 雪 起 こ し	1(5)イと同じ。	省略	

間伐等の森林整備の事業量を超えないものに限る。

4 省略

別表第2（第3条関係）

共生環境整備事業

1 絆の森整備事業

区分			補助基準 (経費の内容)	補助率
大区 分	中区 分	小区 分		
1 省略				
2 省略				
3 附 帯 施 設 整 備	(1) 市民参加型森林整備		標識類の整備、苗木置場その他森林の整備に必要な作業施設等林内作業場の整備及び駐車場の整備、防火施設整備として行う前生樹の伐倒、伐倒木の搬出集積、枝葉の除去、客土、整地、植付け、播種、施肥、雑草木の除去、倒木起こし、不用木の除去、不良木の淘汰等防火帯の整備及び防火槽、用水路又は退避地の整備並びに機能保持上必要な施設、給排水施設、防護柵及び簡易な休憩施設の整備等に要する経費並びに諸掛費	省略
	(2) 野生生物共生林整備		標識類の整備、苗木置場その他森林の整備に必要な作業施設等林内作業場の整備及び駐車場の整備、防火施設整備として行う前生樹の伐倒、伐倒木の搬出集積、枝葉の除去、客土、整地、植付け、播種、施肥、雑草木の除去、倒木起こし、不用木の除去、不良木の淘汰等防火帯の整備及び防火槽、用水路又は退避地の整備並びに溪流路整備として行う岩組等林地保全施設の整備及び防護柵の設置等に要する経費並びに諸掛費	省略
	(3) 林内歩道等整備		共生環境整備、管理及び利用者の利便性の確保を目的として行う林内歩道並びに絆の森作業道の開設及び改良に要する経費	省略
	(4) 省略			

3 省略

別表第2（第3条関係）

共生環境整備事業

1 絆の森整備事業

区分			補助基準 (経費の内訳)	補助率
大区 分	中区 分	小区 分		
1 省略				
2 省略				
3 附 帯 施 設 整 備	(1) 市民参加型森林整備		標識類の整備、苗木置場その他森林の整備に必要な作業施設等林内作業場の整備及び駐車場の整備、防火施設整備として行う前生樹の伐倒、伐倒木の搬出集積、枝葉の除去、客土、整地、植付け、播種、施肥、雑草木の除去、倒木起こし、不用木の除去、不良木の淘汰等防火帯の整備及び防火槽、用水路又は退避地の整備並びに機能保持上必要な施設、給排水施設、防護柵及び簡易な休憩施設の整備等に要する経費及び諸掛費	省略
	(2) 野生生物共生林整備		標識類の整備、苗木置場その他森林の整備に必要な作業施設等林内作業場の整備及び駐車場の整備、防火施設整備として行う前生樹の伐倒、伐倒木の搬出集積、枝葉の除去、客土、整地、植付け、播種、施肥、雑草木の除去、倒木起こし、不用木の除去、不良木の淘汰等防火帯の整備及び防火槽、用水路又は退避地の整備並びに溪流路整備として行う岩組等林地保全施設の整備及び防護柵の設置等に要する経費及び諸掛費	省略
	(3) 林内歩道等整備		共生林の整備及び管理並びに利用者の利便性の確保を目的として行う林内歩道及び絆の森作業道の開設及び改良に要する経費	省略
	(4) 省略			

備考

- 1 行政支援タイプの事業は、森林所有者、市民グループ _____
_____ 及び市町が締結する市民の森林利用に関する協定に基づき、市民グループが林業体験活動等を行う場所において市町等が森林整備を実施するものとする。
- 2 市民主導タイプの事業は、市民グループ（特定非営利活動促進法人等（森林法施行令第11条第7号に掲げる特定非営利活動法人等に限る。以下同じ。）をいう。）等が森林所有者から受託して森林施業計画を作成し、又は特定非営利活動法人等が森林所有者等と森林法第10条の11の8第2項に規定する施業実施協定を締結し、自ら森林の管理及び整備を実施するものとし、その事業の範囲は、1及び3(4)以外のものとする。
- 3・4 省略

備考

- 1 行政支援タイプの事業は、森林所有者、市民グループ（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人等をいう。以下同じ。）及び市町が締結する市民の森林利用に関する協定に基づき、市民グループが林業体験活動等を行う場所において市町等が森林整備を実施するものとする。
- 2 市民主導タイプの事業は、市民グループ _____
_____ 等
が森林所有者から受託して森林施業計画を作成し、又は特定非営利活動法人等が森林所有者等と森林法第10条の11の8第2項に規定する施業実施協定を締結し、自ら森林の管理及び整備を実施するものとし、その事業の範囲は、1及び3(4)以外のものとする。
- 3・4 省略

別表第3（第3条関係）

機能回復整備事業

- 1 保全松林緊急保護整備事業
 - (1) 保全松林健全化整備

区分			補助基準		補助率
大区 分	中区 分	小区 分	経費の内訳	対象となる 林分の年齢	
1					
省略					
2	(1) 荒廃竹 林整備		竹の侵入によつて 周辺の森林を被圧 しつつある荒廃竹 林の整備に要する 経費及び諸掛費		同上

備考

- 1 省略
- 2 荒廃竹林整備は、周辺の森林整備と一体的に実施するものであつて、全体事業量の中で竹林整備の事業量が除間伐等の森林整備の事業量を超えないものに限る。
- 3 省略

- (2) 松林保護樹林帯造成

区分			補助基準		補助率
大区 分	中区 分	小区 分	経費の内訳	対象となる 林分の年齢	
1	(1) 省略				
育成 単 層 林 整	(2) 人工造 林		別表第1 1(2)に同 じ。ただし、植栽 木は松くい虫の被 害に対して抵抗力 のある樹種に限 る。	省略	

別表第3（第3条関係）

機能回復整備事業

- 1 保全松林緊急保護整備事業
 - (1) 保全松林健全化整備

区分			補助基準		補助率
大区 分	中区 分	小区 分	経費の内訳	対象となる 林分の年齢	
1					
省略					

備考

- 1 省略
- 2 省略

- (2) 松林保護樹林帯造成

区分			補助基準		補助率
大区 分	中区 分	小区 分	経費の内訳	対象となる 林分の年齢	
1	(1) 省略				
育成 単 層 林 整	(2) 人工造 林		別表第1 1(2)に同 じ。	省略	

備	(3) 単層林改良	別表第1 1(3)に同じ。ただし、 <u>植栽木は松くい虫の被害に対して抵抗力のある樹種に限る。</u>	省略	
	(4) 省略			
	(5) ア 下刈 保育 (天然更新型)	別表第1 1(5)アに同じ。	<u>Ⅷ 齡級以下。ただし、別に定める地域の標準的な施業における林分の密度をおおむね5割上回る森林又は立木の収量比数がおおむね100分の95以上の森林については、この限りでない。</u>	省略
	イ 雪起こし	別表第1 1(5)イに同じ。	同上	省略
	ウ 除間伐	別表第1 1(5)ウに同じ。	同上	省略
	(6)・(7) 省略			
2 育	(1)・(2) 省略			
備	(3) 単層林改良	別表第1 1(3)に同じ。	省略	
	(4) 省略			
	(5) ア 下刈 保育 (天然更新型)	別表第1 1(5)アに同じ。	別表第1 <u>1(5)アに同じ。</u>	省略
	イ 雪起こし	別表第1 1(5)イに同じ。	別表第1 <u>1(5)イに同じ。</u>	省略
	ウ 除間伐	別表第1 1(5)ウに同じ。	<u>Ⅷ 齡級以下。ただし、別に定める地域の標準的な施業における林分の密度をおおむね5割上回る森林又は立木の収量比数がおおむね100分の95以上の森林については、この限りでない。</u>	省略
	(6)・(7) 省略			
2 育	(1)・(2) 省略			

成 複 層 林 整 備	(3)	ア	別表第1 2(7)アに 同じ。	1(5)ア _____に同 じ。	省略
	(天然 更新型)	イ	別表第1 2(7)イに 同じ。	1(5)イ _____に同 じ。	省略
		ウ			
	(4)・(5)	省 略			
3 附 帯 施 設 等 整 備	(1)	省 略			
	(2)	荒 廃 竹 林 整 備	竹の侵入によつて 周辺の森林を被圧 しつつある荒廃竹 林の整備に要する 経費及び諸掛費		同上

備考

- 1 省略
- 2 荒廃竹林整備は、周辺の森林整備と一体的に実施する
ものであつて、全体事業量の中で竹林整備の事業量が除
間伐等の森林整備の事業量を超えないものに限る。
- 3 省略

2 特定森林造成事業

(1) 特定林地改良

区分			補助基準 (経費の内容)	補助率
大区 分	中区 分	小区 分		
1	特定林地改良		林木の生長が不良な土地の土壤 条件を改良することにより、森 林の生産力を回復させることを 目的として行う地ごしらえ、植 付け(土壤改良木の植付け及び 緊急性の高い場合の大苗の植付 けを含む。)、播種、施肥(石 灰及び稲わらの施用を含む。) 並びに作業道等の開設及び改良 に要する経費並びに諸掛費(特 定農山村地域における農林業等 の活性化のための基盤整備の促 進に関する法律(平成5年法律 第72号)第2条第1項に規定す る特定農山村地域の林木の育成 に適さない水田跡地の耕作放棄 地等において行う場合にあつて は、地ごしらえ、植付け(土壤 改良木の植付け及び緊急性の高 い場合の大苗の植付けを含	省略

成 複 層 林 整 備	(3)	ア	別表第1 2(7)アに 同じ。	別表第1 2(7)アに同 じ。	省略
	(天然 更新型)	イ	別表第1 2(7)イに 同じ。	別表第1 2(7)イに同 じ。	省略
		ウ			
	(4)・(5)	省 略			
3 附 帯 施 設 等 整 備	(1)	省 略			

備考

- 1 省略
- 2 省略

2 特定森林造成事業

(1) 特定林地改良

区分			補助基準 (経費の内容)	補助率
大区 分	中区 分	小区 分		
1	特定林地改良		林木の生長が不良な土地の土壤 条件を改良することにより、森 林の生産力を回復させることを 目的として行う地ごしらえ、植 付け(土壤改良木の植付け及び 緊急性の高い場合の大苗の植付 けを含む。)、播種、施肥(石 灰及び稲わらの施用を含む。) 及び 作業道等の開設 _____ に要する経費並びに諸掛費(特 定農山村地域における農林業等 の活性化のための基盤整備の促 進に関する法律(平成5年法律 第72号)第2条第1項に規定す る特定農山村地域の林木の育成 に適さない水田跡地の耕作放棄 地等において行う場合にあつて は、地ごしらえ、植付け(土壤 改良木の植付け及び緊急性の高 い場合の大苗の植付けを含	省略

		む。)、播種、施肥(石灰及び稲わらの施用を含む。)、不透水層の破碎、簡易な排水工、客土、盛土、土留工等の実施並びに作業道等の開設及び改良に要する経費並びに諸掛費)	
2	省略		
3 附 帯 施 設 等 整 備	(1) 林木被害防止施設等整備	多様な森林の造成又は保全を目的として行う林木被害の防止等に <u>必要な施設等</u> _____の整備に要する経費及び 諸掛費	省略
	(2) 荒廃竹林整備	竹の侵入によつて周辺の森林を被圧しつつある荒廃竹林の整備に要する経費及び諸掛費	同上

備考

- 1 省略
- 2 荒廃竹林整備は、周辺の森林整備と一体的に実施するものであつて、全体事業量の中で竹林整備の事業量が除間伐等の森林整備の事業量を超えないものに限る。
- 3 省略

(2) 耕作放棄地等森林造成

区分			補助基準		補助率	
大区 分	中区 分	小区 分	経費の内訳	対象となる 林分の年齢		
1 育 成 単 層 林 整 備	(1) 省略					
	(2) 人工造林		別表第1 1(2)に同じ。 <u>ただし、緊急性の高いものについては、大苗を植栽することができる。</u>	省略		
	(3) 省略					
	(4) 保 育 (植 栽 型)	ア・イ 省略				
		ウ 倒 木 起 こ し	林木の健全な成長の促進を目的として人工林で行う_____倒伏木の倒木起こし(アの下刈又はエの除間伐と同一の施行地で行うものに限る。)に要する経費及び諸掛費	省略		
	エ 省略					
	オ 枝 打	別表第1 1(4)力に同じ。	別表第1 1(4)力に同じ。	省略		

		む。)、播種、施肥(石灰及び稲わらの施用を含む。)、不透水層の破碎、簡易な排水工、客土、盛土、土留工等の実施並びに作業道等の開設及び改良に要する経費並びに諸掛費)	
2	省略		
3 附 帯 施 設 等 整 備	(1) 鳥獣害防止施設等整備	健全な森林の造成又は保全を目的として行う野生鳥獣による森林被害の防止及び野生鳥獣の移動の制御等を図るための鳥獣害防止施設等の整備に要する経費並びに諸掛費	省略
	(2) 省略		

備考

- 1 省略
- 2 省略

(2) 耕作放棄地等森林造成

区分			補助基準		補助率	
大区 分	中区 分	小区 分	経費の内訳	対象となる 林分の年齢		
1 育 成 単 層 林 整 備	(1) 省略					
	(2) 人工造林		別表第1 1(2)に同じ。	省略		
	(3) 省略					
	(4) 保 育 (植 栽 型)	ア・イ 省略				
		ウ 倒 木 起 こ し	林木の健全な成長の促進を目的として人工林で行う <u>気象災等による倒伏木の倒木起こし(アの下刈又はエの除間伐と同一の施行地で行うものに限る。)</u> に要する経費及び諸掛費	省略		
	エ 省略					
	オ 枝 打	別表第1 1(4)才に同じ。	別表第1 1(4)才に同じ。	省略		

	ち a									
	カ 枝 打 ち b	別表第1 1(4)キに 同じ。	別表第1 1(4)キに同 じ。	省略		カ 枝 打 ち b	別表第1 1(4)力に 同じ。	別表第1 1(4)力に同 じ。	省略	
(5) 保 育 (天 然 更 新 型)	ア 下 刈	別表第1 1(5)アに 同じ。	Ⅷ 齡 級 以 下。た だ し、別 に 定 める 地 域 の 標 準 的 な 施 業 に お け る 林 分 の 密 度 を お お む ね 5 割 上 回 る 森 林 又 は 立 木 の 収 量 比 数 が お お む ね 100 分 の 95 以 上 の 森 林 に つ い て は、こ の 限 り で な い。	省略		(5) 保 育 (天 然 更 新 型)	ア 下 刈	別表第1 1(5)アに 同じ。	別表第1 1(5)アに同 じ。	省略
	イ 雪 起 こ し	別表第1 1(5)イに 同じ。	同上	省略		イ 雪 起 こ し	別表第1 1(5)イに 同じ。	別表第1 1(5)イに同 じ。	省略	
	ウ 除 間 伐	別表第1 1(5)ウに 同じ。	同上	省略		ウ 除 間 伐	別表第1 1(5)ウに 同じ。	Ⅷ 齡 級 以 下。た だ し、別 に 定 める 地 域 の 標 準 的 な 施 業 に お け る 林 分 の 密 度 を お お む ね 5 割 上 回 る 森 林 又 は 立 木 の 収 量 比 数 が お お む ね 100 分 の 95 以 上 の 森 林 に つ い て は、こ の 限 り で な い。	省略	
	(6) 省略					(6) 省略				
2 育 成 複	(1)・(2) 省 略					2 育 成 複	(1)・(2) 省 略			
	(3) 樹下植 栽等	別表第1 2(4)に同 じ。ただし、緊急性	省略			(3) 樹下植 栽等	別表第1 2(4)に同 じ。	省略		

層 林 整 備			の <u>高いものについて</u> は、 <u>大苗を植栽する</u> <u>ことができる。</u>				
	(4) 複層林 改良	別表第1 2(5)に同 じ。			省略		
	(5) 省略						
	(6) 保 育 (天 然 更 新 型)	ア 下 刈	別表第1 2(7)アに 同じ。	1(5)ア _____に同 じ。		省略	
		イ 雪 起 こ し	別表第1 2(7)イに 同じ。	1(5)イ _____に同 じ。		省略	
		ウ 省略					
	(7) 省略						
3 附 帯 施 設 等 整 備	(1) 林木被 害防止施 設等整備	多様な森林の造成又 は保全を目的として 行う <u>林木被害の防止</u> <u>等に必要な施設等</u> _____ _____の整 備に要する経費及び __諸掛費			同上		
	(2) 省略						
	(3) 生育環 境補完 整備	造林木の <u>確実かつ早</u> <u>急な成長確保を図る</u> ために行う筋工及び 伏工等簡易な工作物 の設置に要する経費 並びに諸掛費	省略				
	(4) 荒廃竹 林整備	竹の侵入によつて周 辺の森林を被圧しつ つある荒廃竹林の整 備に要する経費及び 諸掛費			同上		
備考							
1 省略							
2 <u>荒廃竹林整備は、周辺の森林整備と一体的に実施する</u> <u>ものであつて、全体事業量の中で竹林整備の事業量が除</u> <u>間伐等の森林整備の事業量を超えないものに限る。</u>							
3 省略							
(3) 造林未済地緊急造林							
区分		補助基準		補助率			
大区 分	中区 分	小区 分	経費の内訳	対象となる 林分の年齢			
1	(1)~						
層 林 整 備							
	(4) 複層林 改良	別表第1 2(5)に同 じ。			別表第1 <u>2(5)に同</u> <u>じ。</u>	省略	
	(5) 省略						
	(6) 保 育 (天 然 更 新 型)	ア 下 刈	別表第1 2(7)アに 同じ。			別表第1 <u>2(7)アに同</u> <u>じ。</u>	省略
		イ 雪 起 こ し	別表第1 2(7)イに 同じ。			別表第1 <u>2(7)イに同</u> <u>じ。</u>	省略
		ウ 省略					
	(7) 省略						
3 附 帯 施 設 等 整 備	(1) 鳥獣害 防止施設 等整備	健全な森林の造成又 は保全を目的として 行う <u>野生鳥獣による</u> <u>森林被害の防止及び</u> <u>野生鳥獣の移動の制</u> <u>御等を図るための鳥</u> <u>獣害防止施設等の整</u> <u>備に要する経費並び</u> <u>に諸掛費</u>			同上		
	(2) 省略						
	(3) 生育環 境補完 整備	造林木の <u>確実かつ早</u> <u>急な成長確保を図る</u> ために行う筋工及び 伏工等簡易な工作物 の設置に要する経費 及び 諸掛費		省略			
備考							
1 省略							
2 省略							
(3) 造林未済地緊急造林							
区分		補助基準		補助率			
大区 分	中区 分	小区 分	経費の内訳	対象となる 林分の年齢			
1	(1)~						

育成 単層 林整備	(3) 省略	(4) ア 下刈 保育 (天然更新型)	別表第1 1(5)アに 同じ。	Ⅷ 齡 級 以 下。た だ し、別 に 定 める 地 域 の 標 準 的 な 施 業 に お け る 林 分 の 密 度 を お お む ね 5 割 上 回 る 森 林 又 は 立 木 の 収 量 比 数 が お お む ね 100 分 の 95 以 上 の 森 林 に つ い て は、こ の 限 り で ない。	省略	
			別表第1 1(5)イに 同じ。	同上	省略	
			別表第1 1(5)ウに 同じ。	同上	省略	
	(1) 省略	(2) ア 下刈 保育 (天然更新型)	別表第1 2(7)アに 同じ。	1(4)ア _____ に 同 じ。	省略	
			別表第1 2(7)イに 同じ。	1(4)イ _____ に 同 じ。	省略	
			ウ 省略			
	育成 複層 林整備	(3) 省略	(4) ア 下刈 保育 (天然更新型)	別表第1 1(5)アに 同じ。	別表第1 <u>1(5)アに同 じ。</u>	省略
				別表第1 1(5)イに 同じ。	別表第1 <u>1(5)イに同 じ。</u>	省略
				別表第1 1(5)ウに 同じ。	Ⅷ 齡 級 以 下。た だ し、別 に 定 める 地 域 の 標 準 的 な 施 業 に お け る 林 分 の 密 度 を お お む ね 5 割 上 回 る 森 林 又 は 立 木 の 収 量 比 数 が お お む ね 100 分 の 95 以 上 の 森 林 に つ い て は、こ の 限 り で ない。	省略
(1) 省略		(2) ア 下刈 保育 (天然更新型)	別表第1 2(7)アに 同じ。	別表第1 2(7)アに 同じ。	別表第2 <u>2(7)アに同 じ。</u>	省略
			別表第1 2(7)イに 同じ。	別表第1 2(7)イに 同じ。	別表第1 <u>1(7)イに同 じ。</u>	省略
			ウ 省略			

3	(1) 荒廃竹林整備	竹の侵入によつて周辺の森林を被圧しつつある荒廃竹林の整備に要する経費及び諸掛費		同上
---	------------	---	--	----

備考

- 1 省略
- 2 荒廃竹林整備は、周辺の森林整備と一体的に実施するものであつて、全体事業量の中で竹林整備の事業量が除間伐等の森林整備の事業量を超えないものに限る。
- 3 省略

--	--	--	--	--

備考

- 1 省略
- 2 省略

3 被害地等森林整備事業

区分			補助基準		補助率
大区分	中区分	小区分	経費の内訳	対象となる林分の年齢	
1 育成単層林整備	(1)～(4) 省略				
	(5)	ア 下刈 (天然更新型)	別表第1 1(5)アに同じ。	年齢以下。ただし、別に定める地域の標準的な施業における林分の密度をおおむね5割上回る森林又は立木の収量比数がおおむね100分の95以上の森林については、この限りでない。	省略
		イ 雪起こし	別表第1 1(5)イに同じ。	同上	省略
		ウ 除間伐	別表第1 1(5)ウに同じ。	同上	省略

3 被害地等森林整備事業

区分			補助基準		補助率
大区分	中区分	小区分	経費の内訳	対象となる林分の年齢	
1 育成単層林整備	(1)～(4) 省略				
	(5)	ア 下刈 (天然更新型)	別表第1 1(5)アに同じ。	別表第1 1(5)アに同じ。	省略
		イ 雪起こし	別表第1 1(5)イに同じ。	別表第1 1(5)イに同じ。	省略
		ウ 除間伐	別表第1 1(5)ウに同じ。	Ⅷ 年齢以下。ただし、別に定める地域の標準的な施業における林分の密度をおおむね5割上回る	省略

								森林又は立木の収量比数がおおむね100分の95以上の森林については、この限りでない。			
	(6)	省略									
2 育成 複層 林整備	(1)~(4)	省略									
	(5) 保 育 (植 栽 型)	ア 下 刈	別表第1 2(6)アに 同じ。	下層木がV 年齢以下	省略				別表第1 2(6)アに同 じ。	省略	
		イ 雪 起 こし	別表第1 2(6)イに 同じ。	同上	省略				別表第1 2(6)イに同 じ。	省略	
		ウ 倒 木 起 こし	下層木の健全な成 長の促進を目的と して指定被害地造 林として行う気象 災等による倒伏木 の倒木起こし並び に作業道等の開設 及び改良に要する 経費並びに諸掛費	同上	省略				V年齢以下	省略	
		エ 省 略									
	(6) 保 育 (天 然 更 新 型)	ア 下 刈	別表第1 2(7)アに 同じ。	1(5)ア _____に同 じ。	省略				別表第1 2(7)アに同 じ。	省略	
		イ 雪 起 こし	別表第1 2(7)イに 同じ。	1(5)イ _____に同 じ。	省略				別表第1 2(7)イに同 じ。	省略	
		ウ 省 略									
	(7)	省略									
	3	省略									
	4 附 帯 施 設 等	(1)	省略								
(2)		荒廃竹 林整備	竹の侵入によつて周 辺の森林を被圧しつ つある荒廃竹林の整 備に要する経費及び 諸掛費		同上						
3	省略										
4 附 帯 施 設 等	(1)	省略									

整備				
備考	1 省略 2 荒廃竹林整備は、周辺の森林整備と一体的に実施するものであつて、全体事業量の中で竹林整備の事業量が除間伐等の森林整備の事業量を超えないものに限る。 3 省略			

整備				
備考	1 省略 2 省略			

別表第4（第3条関係）

里山エリア再生事業

大区 分	区分		補助基準 (経費の内容)	補助率
	中区 分	小区 分		
1 居 住 地 森 林 環 境 整 備	(1)	居住地 周辺森林 整備	居住地周辺の森林の整備を目的として行う前生樹の伐倒・搬出集積・除根、枝葉の除去、客土、整地、耕うん、植付け、播種、施肥、雑草木の除去、倒木起こし、不用木の除去、不良木の淘汰、作業道等の開設及び改良等に要する経費並びに諸掛費	査定経費の10分の4以内
		(2) 路側樹 林帯整備	居住地周辺の森林内の道路沿道における防災、景観等に配慮した森林の整備を目的として行う前生樹の伐倒・搬出集積、枝葉の除去、支障木の伐倒・搬出集積、巻枯らし、客土、整地、植付け、播種、施肥、雑草木の除去、倒木起こし、不用木の除去、不良木の淘汰、作業道等の開設及び改良等に要する経費並びに諸掛費	同上
		(3) 居住地 森林作業 道開設等	居住地森林作業道の開設及び改良に要する経費	同上
		(4) 附帯施 設整備	居住地周辺の森林の多面的機能の保全を図ることを目的として行う標識類の整備、苗木置場、資機材置場等林内作業場の整備、防火施設整備として行う前生樹の伐倒・搬出集積・除根、枝葉の除去、客土、整地、耕うん、植付け、播種、施肥、雑草木の除去、倒木起こし、不用木の除去、不良木の淘汰等の防火帯の整備及び防火槽・用水路・退避地の整備、健全な森林の造成・育成を目的として、野生鳥獣による森林被害の防止及び野生鳥獣の移動の制限等を行う防護柵、食害防止チュ	同上

	ープ、忌避剤等の鳥獣害防止施設等の整備並びに居住地周辺の森林に侵入する竹の進入を防止するための障壁の埋設等の防竹帯の整備に要する経費及び諸掛費	
2 地域創造型整備	里山エリアの再生の計画に定める目標及び指標の達成に必要であり、かつ、林業の振興、地域の活性化など里山エリアの再生に資するための森林及び施設の整備等に要する経費及び諸掛費	査定経費の2分の1以内
備考 作業道等（居住地森林作業道含む。）の開設については、森林施業計画の実行に必要な場合に限り、施業の実施時期にかかわらず一括して整備することができるものとする。		

別表第4（第3条関係） 省略

別表第5（第3条関係） 省略

様式第1号（第5条、様式第7号関係）

造林事業補助金交付申請書

省略

注 1 省略

2 次の書類を添付すること。

(1)～(8) 省略

(9) 育成単層林作業道等及び作業道等の開設にあつては、造林作業道等出来高設計書（様式第5号）及び完成写真

(10)～(15) 省略

別紙 省略

様式第5号（第5条、様式第1号関係）

造林作業道等出来高設計書

年度造林作業道等出来高設計書	育成単層林作業道
	育成複層林作業道
	機能増進保育作業道
	団地間伐作業道
	長期育成循環作業道
	絆の森作業道
	衛生伐作業道
	特定林地改良作業道
	その他の作業道等
省略	

注 省略

別紙 1 省略

別紙 2

事業費総括表						
区分		数量	単位	単価	金額	備考
費目	工種 種別					
直接工事費	切取り					別紙数量計算書ナンバーのとおり。
	盛土					

別表第5（第3条関係） 省略

別表第6（第3条関係） 省略

様式第1号（第5条、様式第7号関係）

造林事業補助金交付申請書

省略

注 1 省略

2 次の書類を添付すること。

(1)～(8) 省略

(9) _____ 作業道等の開設にあつては、造林作業道等出来高設計書（様式第5号）及び完成写真

(10)～(15) 省略

別紙 省略

様式第5号（第5条、様式第1号関係）

造林作業道等出来高設計書

年度造林作業道等出来高設計書	育成単層林作業道
	育成複層林作業道

	団地間伐作業道

	その他の作業道等
省略	

注 省略

別紙 1 省略

別紙 2

事業費総括表						
区分		数量	単位	単価	金額	備考
費目	工種 種別					
直接工事費	切取り					別紙数量計算書No. _____のとおり。
	盛土					

	敷砂利						別紙明細書ナンバー のと おり。
	空石積み						
省略							
間接工事費	共通 仮設 費						(直接工事 費) 円 × パーセ ント以内
	運搬 費						別紙明細書ナンバー のと おり。
小計							
小計	現場 管理 費						(直接工事 費+共通仮 設費) 円 × パー セント以内
省略							
一般管理費等							(工事原 価) 円 × パーセ ント以内
計 (工事価格)							
消費税相当額							(工事価 格) 円 × パーセ ント以内
省略							
測量設計費							
機械器具費							
事業費合計							

注 省略

	敷砂利						別紙明細書No. の と おり。
省略							
間接工事費	運搬 費						別紙明細書No. の と お り。
	準備 費						% 以内
小計							
省略							
諸経費							% 以内
省略							
工事雑費及び 事務雑費							% 以内
事務費合計							

注 省略

○愛媛県告示第275号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条及び愛媛県都市計画公聴会規則（昭和45年愛媛県規則第1号）第2条の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

平成23年 3月11日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 日時 平成23年 3月28日（月）午後 2時から
- 2 場所 宇和島市天神町 7 - 1
南予地方局 7階 大会議室
- 3 公聴会の案件及びその概要
 - (1) 案件
宇和島・愛南都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の

方針の案について

(2) 案件の概要

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）は、一体の都市として整備、開発及び保全すべき区域として定められる都市計画区域全域を対象として、愛媛県が広域的な見地から、長期的視点に立った都市の将来像を明確にし、その実現に向けた大きな道筋を明らかにするため、区域区分の有無をはじめとした都市計画の基本的な方針を定めたものである。

4 公述の申出等

(1) 公述の申出

公聴会に出席して意見を述べようとする者（南予レクリエー

ション都市計画区域内の住民ならびに利害関係者に限る)は、意見の要旨及びその理由並びに住所氏名を記載した書面を知事に提出すること。

(2) 申出の期限

平成23年 3月18日(金)まで

なお、申出の期限までに公述の申出がない場合は、公聴会の開催を中止する。

(3) 問い合わせ先

〒790 8570 愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2

愛媛県土木部道路都市局都市計画課

(電話 089 912 2738)

○愛媛県告示第276号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定に基づき、八幡浜都市計画下水道事業保内公共下水道(八幡浜市施行)の事業計画の変更を次のように認可した。

平成23年 3月11日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 事業施行期間

平成11年12月28日から

平成29年 3月31日まで

2 事業地

(1) 収用の部分

愛媛県八幡浜市保内町川之石地内

(2) 使用の部分

愛媛県八幡浜市保内町川之石地内

○愛媛県告示第277号

介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第3条第1項第2号の規定により、次のとおり介護員養成研修事業者を指定した。

平成23年 3月11日

愛媛県東予地方局長 佐 伯 隆 志

介護員養成研修事業者の名称又は氏名	介護員養成研修事業者の所在地又は住所	研修の課程	指 定 日 年 月 日
社会福祉法人はびねす福祉会	新居浜市若水町一丁目9番13号	訪問介護に関する2級課程	平成23年 2月22日

○愛媛県告示第278号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年 3月11日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	西条久万線	西条市黒瀬字向乙201番 8 から 同字乙202番20まで	平成23年 3月11日

○愛媛県告示第279号

河川法(昭和39年法律第167号)第17条第1項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について、次のとおり協議が成立した。

その関係図書は、愛媛県庁及び東予地方局建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成23年 3月11日

愛媛県東予地方局長 佐 伯 隆 志

1 河川の名称、河川管理施設の名称又は種類、河川管理施設の位置並びに管理を行う者の氏名及び住所

河 川 の 名 称	河川管理施設の名称又は種類	河 川 管 理 施 設 の 位 置	管理を行う者の氏名及び住所
二級河川中山川水系大谷川	大谷川左岸堤防	西条市小松町新屋敷甲1458番 2 地先から同市小松町新屋敷甲1446番 1 地先まで	道路管理者 西条市 西条市明屋敷164番地

2 管理の内容

- (1) 道路専用施設[路面(路盤までの部分を含む。)、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物で、図面に着色したものをいう。以下同じ。]の新設(道路の附属物に係るものに限る。)、改築、維持又は修繕
- (2) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長1mまでの範囲内にあるもので図面に着色した区域内のものについての維持
- (3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧

3 管理の期間

平成23年 3月 3日から道路の存続する日まで

○愛媛県告示第280号

河川法(昭和39年法律第167号)第17条第1項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について、次のとおり協議が成立

した。

その関係図書は、愛媛県庁及び東予地方局建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成23年3月11日

愛媛県東予地方局長 佐 伯 隆 志

1 河川の名称、河川管理施設の名称又は種類、河川管理施設の位置並びに管理を行う者の氏名及び住所

河川の名称	河川管理施設の名称又は種類	河川管理施設の位置	管理を行う者の氏名及び住所
二級河川中山川水系都谷川	都谷川右岸堤防	西条市小松町妙口甲1番20地先から同市小松町妙口甲1628番5地先まで	道路管理者 西条市 西条市明屋敷164番地

2 管理の内容

- (1) 道路専用施設 [路面 (路盤までの部分を含む。)、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物で、図面に着色したものをいう。以下同じ。] の新設 (道路の附属物に係るものに限る。)、改築、維持又は修繕
- (2) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長1mまでの範囲内にあるもので図面に着色した区域内のものについての維持
- (3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧

3 管理の期間

平成23年3月3日から道路の存続する日まで

○愛媛県告示第281号

河川法 (昭和39年法律第167号) 第17条第1項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について、次のとおり協議が成立した。

その関係図書は、愛媛県庁及び東予地方局建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成23年3月11日

愛媛県東予地方局長 佐 伯 隆 志

1 河川の名称、河川管理施設の名称又は種類、河川管理施設の位置並びに管理を行う者の氏名及び住所

河川の名称	河川管理施設の名称又は種類	河川管理施設の位置	管理を行う者の氏名及び住所
二級河川中山川水系都谷川	都谷川左岸堤防	西条市小松町妙口甲1605番1地先から同市小松町北川甲62番4地先まで	道路管理者 西条市 西条市明屋敷164番地

2 管理の内容

- (1) 道路専用施設 [路面 (路盤までの部分を含む。)、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物で、図面に着色したものをいう。以下同じ。] の新設 (道路の附属物に係るものに限る。)、改築、維持又は修繕
- (2) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長1mまでの範囲内にあるもので図面に着色した区域内のものについての維持
- (3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧

3 管理の期間

平成23年3月3日から道路の存続する日まで

○愛媛県告示第282号

河川法 (昭和39年法律第167号) 第17条第1項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について、次のとおり協議が成立した。

その関係図書は、愛媛県庁及び東予地方局建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成23年3月11日

愛媛県東予地方局長 佐 伯 隆 志

1 河川の名称、河川管理施設の名称又は種類、河川管理施設の位置並びに管理を行う者の氏名及び住所

河川の名称	河川管理施設の名称又は種類	河川管理施設の位置	管理を行う者の氏名及び住所
二級河川中山川水系都谷川	都谷川左岸堤防	西条市小松町北川甲62番4地先から同市小松町北川64番1地先まで	道路管理者 西条市 西条市明屋敷164番地

2 管理の内容

- (1) 道路専用施設 [路面 (路盤までの部分を含む。)、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物で、図面に着色したものをいう。以下同じ。] の新設 (道路の附属物に係るものに限る。)、改築、維持又は修繕
- (2) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長1mまでの範囲内にあるもので図面に着色した区域内のものについての維持

(3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧

3 管理の期間

平成23年 3月 3日から道路の存続する日まで

○愛媛県告示第283号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について、次のとおり協議が成立した。

その関係図書は、愛媛県庁及び東予地方局建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成23年 3月11日

愛媛県東予地方局長 佐 伯 隆 志

1 河川の名称、河川管理施設の名称又は種類、河川管理施設の位置並びに管理を行う者の氏名及び住所

河 川 の 名 称	河川管理施設の名称又は種類	河 川 管 理 施 設 の 位 置	管理を行う者の氏名及び住所
二級河川中山川水系都谷川	都谷川左岸堤防及び右岸堤防	西条市小松町北川433番 1地先からまで同市小松町新屋敷甲1526番 3地先及び同市小松町新屋敷甲1547番 2地先から同市小松町新屋敷甲1575番 1地先まで	道路管理者 西条市 西条市明屋敷164番地

2 管理の内容

- (1) 道路専用施設 [路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物で、図面に着色したものをいう。以下同じ。]の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕
- (2) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長 1 mまでの範囲内にあるもので図面に着色した区域内のものについての維持
- (3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧

3 管理の期間

平成23年 3月 3日から道路の存続する日まで

○愛媛県告示第284号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について、次のとおり協議が成立した。

その関係図書は、愛媛県庁及び東予地方局建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成23年 3月11日

愛媛県東予地方局長 佐 伯 隆 志

1 河川の名称、河川管理施設の名称又は種類、河川管理施設の位置並びに管理を行う者の氏名及び住所

河 川 の 名 称	河川管理施設の名称又は種類	河 川 管 理 施 設 の 位 置	管理を行う者の氏名及び住所
二級河川中山川水系妙之谷川	妙之谷川右岸堤防	西条市小松町妙口甲587番 2地先から同市小松町妙口甲558番 2地先まで	道路管理者 西条市 西条市明屋敷164番地

2 管理の内容

- (1) 道路専用施設 [路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物で、図面に着色したものをいう。以下同じ。]の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕
- (2) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長 1 mまでの範囲内にあるもので図面に着色した区域内のものについての維持
- (3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧

3 管理の期間

平成23年 3月 3日から道路の存続する日まで

○愛媛県告示第285号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について、次のとおり協議が成立した。

その関係図書は、愛媛県庁及び東予地方局建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成23年 3月11日

愛媛県東予地方局長 佐 伯 隆 志

1 河川の名称、河川管理施設の名称又は種類、河川管理施設の位置並びに管理を行う者の氏名及び住所

河 川 の 名 称	河川管理施設の 名称又は種類	河 川 管 理 施 設 の 位 置	管理を行う者の氏名及び住所
二級河川中山川水系 妙之谷川	妙之谷川右岸堤防	西条市小松町妙口甲806番 4 地先から同市小松町妙口甲1671番 3 地先まで	道路管理者 西条市 西条市明屋敷164番地

2 管理の内容

- 道路専用施設 [路面 (路盤までの部分を含む。)、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物で、図面に着色したものをいう。以下同じ。] の新設 (道路の附属物に係るものに限る。)、改築、維持又は修繕
- 路肩に接する法面で、当該路肩から法長 1 m までの範囲内にあるもので図面に着色した区域内のものについての維持
- 原則として道路専用施設に係る災害復旧

3 管理の期間

平成23年 3月 3日から道路の存続する日まで

○愛媛県告示第286号

河川法 (昭和39年法律第167号) 第17条第 1 項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について、次のとおり協議が成立した。

その関係図書は、愛媛県庁及び東予地方局建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成23年 3月11日

愛媛県東予地方局長 佐 伯 隆 志

1 河川の名義、河川管理施設の名称又は種類、河川管理施設の位置並びに管理を行う者の氏名及び住所

河 川 の 名 称	河川管理施設の 名称又は種類	河 川 管 理 施 設 の 位 置	管理を行う者の氏名及び住所
二級河川中山川水系 深谷川	深谷川左岸堤防	西条市小松町大頭甲1026番 1 地先から同市小松町大頭甲1087番 1 地先まで	道路管理者 西条市 西条市明屋敷164番地

2 管理の内容

- 道路専用施設 [路面 (路盤までの部分を含む。)、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物で、図面に着色したものをいう。以下同じ。] の新設 (道路の附属物に係るものに限る。)、改築、維持又は修繕
- 路肩に接する法面で、当該路肩から法長 1 m までの範囲内にあるもので図面に着色した区域内のものについての維持
- 原則として道路専用施設に係る災害復旧

3 管理の期間

平成23年 3月 3日から道路の存続する日まで

○愛媛県告示第287号

河川法 (昭和39年法律第167号) 第17条第 1 項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について、次のとおり協議が成立した。

その関係図書は、愛媛県庁及び東予地方局建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成23年 3月11日

愛媛県東予地方局長 佐 伯 隆 志

1 河川の名義、河川管理施設の名称又は種類、河川管理施設の位置並びに管理を行う者の氏名及び住所

河 川 の 名 称	河川管理施設の 名称又は種類	河 川 管 理 施 設 の 位 置	管理を行う者の氏名及び住所
二級河川中山川水系 深谷川	深谷川左岸堤防	西条市小松町大頭甲1038番 1 地先から同市小松町大頭甲1041番地先まで	道路管理者 西条市 西条市明屋敷164番地

2 管理の内容

- 道路専用施設 [路面 (路盤までの部分を含む。)、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物で、図面に着色したものをいう。以下同じ。] の新設 (道路の附属物に係るものに限る。)、改築、維持又は修繕
- 路肩に接する法面で、当該路肩から法長 1 m までの範囲内にあるもので図面に着色した区域内のものについての維持
- 原則として道路専用施設に係る災害復旧

3 管理の期間

平成23年 3月 3日から道路の存続する日まで

○愛媛県告示第288号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について、次のとおり協議が成立した。

その関係図書は、愛媛県庁及び東予地方局建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成23年 3月11日

愛媛県東予地方局長 佐 伯 隆 志

1 河川の名称、河川管理施設の名称又は種類、河川管理施設の位置並びに管理を行う者の氏名及び住所

河川の名称	河川管理施設の名称又は種類	河川管理施設の位置	管理を行う者の氏名及び住所
二級河川中山山水系深谷川	深谷川左岸堤防	西条市小松町大頭甲1088番6地先から同市小松町大頭甲1096番11地先まで	道路管理者 西条市西条市明屋敷164番地

2 管理の内容

- (1) 道路専用施設〔路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理に必要な施設又は工作物で、図面に着色したものをいう。以下同じ。〕の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕
- (2) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長1mまでの範囲内にあるもので図面に着色した区域内のものについての維持
- (3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧

3 管理の期間

平成23年 3月3日から道路の存続する日まで

○愛媛県告示第289号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年 3月11日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県 道	伯方島環状線	今治市伯方町伊方字先峠甲16番4から同町伊方字先峠甲1番2まで	旧	メートル 19.8～50.2	キロメートル 0.075	
			新	29.0～57.3	0.075	

○愛媛県告示第290号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年 3月11日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	伯方島環状線	今治市伯方町伊方字先峠甲16番4から同町伊方字先峠甲1番2まで	平成23年 3月11日

○愛媛県告示第291号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年 3月11日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県 道	上尾峠久万線	伊予郡砥部町満穂3番2から同町満穂19番6地先まで	旧	メートル 22.4～51.6	キロメートル 0.022	
			新	18.0～26.4	0.022	

○愛媛県告示第292号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成23年 3月11日

愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
22中局建（開）第66号 平成23年 3月 2日	伊予市下吾川字壱丁地613番 1	松山市本町 2丁目 1 - 1 コウテイ建設株式会社

○愛媛県告示第293号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成23年 3月11日

愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
22中局建（開）第67号 平成23年 3月 2日	伊予郡松前町大字大溝字叶田325番 5、327番10	松山市三町 2丁目13番31号 ゼファー T 1 101号 二 宮 健 太

○愛媛県告示第294号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成23年 3月11日

愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
22中局建（開）第68号 平成23年 3月 3日	伊予郡松前町大字大間字小松320番 2	伊予市尾崎161番地 2 福 山 光 生

○愛媛県告示第295号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成23年 3月11日

愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
22中局建（開）第69号 平成23年 3月 4日	東温市西岡字播磨塚甲1495番 1	松山市南吉田町380番地 3 有限会社タナカモーター

○愛媛県告示第296号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成23年 3月11日

愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
22中局建（開）第70号 平成23年 3月 4日	伊予郡松前町大字恵久美字茂塚689番 1	伊予郡松前町大字恵久美622番地 郷 田 隆 明

○愛媛県告示第297号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

平成23年3月11日

愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三

1 指定道路の種類

建築基準法第42条第1項第5号

2 指定年月日

平成23年3月3日

3 指定道路の位置

伊予市灘町字西107番1

4 指定道路の延長及び幅員

(1) 延長 34.50メートル

(2) 幅員 4.00メートル

○愛媛県告示第298号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局八幡浜土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年3月11日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	鳥井喜木津線	西宇和郡伊方町小島字浜ノ上乙108番2から同町小島字浜ノ上乙129番1地先まで 及び 西宇和郡伊方町小島字浜ノ上乙108番3から同町小島字浜ノ上乙129番3まで	平成23年3月11日

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成23年3月11日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成23年2月23日	NPO法人 エスエスピーシー	清 水 敏 幸	松山市市坪北2丁目19-24	この法人は、安全で安心して生活できる社会の実現を目指し、安全な暮らしを構築する為の具体的な提言や支援を行い、より豊かで安心して生活のできる社会の実現に寄与することを目的とする。

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成23年3月11日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成23年2月25日	特定非営利活動法人 輝け中島	笹 野 英 樹	松山市中島大浦1534番地1	この法人は、地域市民に対し、環境保全や経済の活性化を通じて雇用機会の均等と雇用の創出を図り、耕作放棄地や養殖場を借り受け地域物産などの開発や販売活動を行い、子供を中心としたスポーツ振興に努め、地域活性化に寄与することを目的とする。

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成23年3月11日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

(1) 件名

交通管制センター、サブセンター等設備保守業務委託

(2) 委託業務名及び数量

交通管制センター、サブセンター等設備保守業務 一式

(3) 委託業務の内容等

入札説明書及び仕様書による。

(4) 委託期間

契約日の翌日から平成24年3月31日まで

(5) 委託業務の履行場所

松山市若草町7番地(交通管制センター)ほか

(6) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成23年度、平成24年度、平成25年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 委託業務と同程度の交通管制センター、サブセンター等設備保守業務の実績を有し、委託業務について、適切かつ迅速に履行し得る体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県警察本部警務部会計課交通安全施設係
〒790 8573
愛媛県松山市南堀端町2番地2
電話 (089)34 0110

- (2) 入札書の受領期限
平成23年4月20日(水)午前10時00分
- (3) 事前提出書類(入札書のほかに提出する書類)の受領期限
平成23年4月15日(金)午後5時15分まで
- (4) 開札の日時及び場所
平成23年4月20日(水)午前10時00分
愛媛県警察本部2階第一会議室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。
- (3) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、2の(2)を証明できる書類を事前提出書類の受領期限までに提出しなければならない。
なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (4) 入札の無効
2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否
要
- (6) 落札者の決定方法
委託業務を履行できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- (7) その他
詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be required: Maintenance and upkeep of Traffic Control Center and Sub center , 1 set
- (2) Time limit of tender: 10:00 a m . , 20 April 2011
- (3) For further information , please contact: Supplies Procurement Section , Finance Division , Administrative Department , Ehime Prefectural Police Headquarters , 2 2 Minamihoribatacho , Matsuyama , Ehime 790 8573 Japan Tel 089 934 0110

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第20号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定により、次のとおり政治団体の設立の届出があった。

平成23年3月11日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

政治団体の名称	代表者及び会計責任者の氏名		主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
	代表者	会計責任者			
森岡健治後援会	毛利利昭	古田口孝	北宇和郡松野町大字松丸307 2	平成23年2月3日	
石津たかのり後援会	石川憲二	石津順一	四国中央市川之江町2298 9	平成23年2月3日	
大石一後援会	大石和久	岸忠明	松山市枝松二丁目4 20	平成23年2月7日	
水田しろう後援会	谷口武男	播谷慶二郎	新居浜市山田町3 31	平成23年2月8日	
愛媛維新の会	横山博幸	宇佐美幹郎	松山市千舟町五丁目2 3	平成23年2月24日	

○愛媛県選挙管理委員会告示第21号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、次のとおり政治団体から届出事項の異動の届出があった。

平成23年3月11日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

政治団体の名称	異 動 事 項	新	旧	届出年月日	備 考
幸福実現党松山南後援会	会 計 責 任 者	串 畑 啓 子	森 田 浩 二	平成23年2月1日	
福田つよし後援会	会 計 責 任 者	福 田 剛	福 田 圭 子	平成23年2月1日	
政安誠後援会	主たる事務所の所在地	松山市土橋町7 2	松山市土橋町81 4	平成23年2月2日	
日本共産党中予地区委員会	代 表 者	田 中 克 彦	山 本 久 夫	平成23年2月3日	政党の支部
	会 計 責 任 者	坂 東 啓 司	藤 堂 賢 太 郎		
きくち伸英後援会	代 表 者	村 上 勝 彦	渡 部 洋 一	平成23年2月7日	
自由民主党岩城支部	主たる事務所の所在地	越智郡上島町岩城610	越智郡上島町岩城1605 - 2	平成23年2月7日	政党の支部
	代 表 者	松 浦 明 広	新 川 健		
のし克仁後援会	主たる事務所の所在地	松山市築地町12 23	松山市二番町四丁目5 - 6	平成23年2月7日	
えひめを考える会	主たる事務所の所在地	伊予郡砥部町五本松885 7	松山市千舟町六丁目5 - 4	平成23年2月9日	
自由民主党広田支部	会 計 責 任 者	三 好 美 治	三 好 晃 二	平成23年2月10日	政党の支部
民主党愛媛県参議院選挙区第1総支部	会 計 責 任 者	内 田 宝 寿	二 宮 一 史	平成23年2月8日	政党の支部
友近聡朗後援会	会 計 責 任 者	内 田 宝 寿	二 宮 一 史	平成23年2月8日	
民主党愛媛県総支部連合会	代 表 者	白 石 洋 一	加 藤 敏 幸	平成23年2月16日	政党の支部
福本たくみ後援会	代 表 者	久 保 元 敏	鍋 島 博 志	平成23年2月17日	
自由民主党広田支部	主たる事務所の所在地	伊予郡砥部町総津169	伊予郡砥部町総津甲1505	平成23年2月25日	政党の支部
	代 表 者	大 平 弘 子	堀 川 敏 幸		
日本共産党南予地区委員会	代 表 者	西 井 直 人	石 本 憲 一	平成23年2月25日	政党の支部
ふくら浩一後援会	主たる事務所の所在地	今治市通町二丁目3 29	今治市別宮町六丁目4 - 19	平成23年2月25日	
八束正後援会	会 計 責 任 者	谷 口 圭 祐	山 内 菊 由	平成23年2月28日	

○愛媛県選挙管理委員会告示第22号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

平成23年3月11日

愛媛県選挙管理委員会
委員長 西 蔭 健

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
こまつ正幸後援会	小松正幸	平成22年12月31日